

監督処分情報

1 処分を受けた建設者に関する事項

| | |
|----------------|--------------------|
| 商号又は名称 | TOMコーポレーション |
| 主たる営業所の所在地 | 兵庫県三田市 |
| 許可番号 | 兵庫県知事（般－3）第303231号 |
| 許可を受けている建設業の種類 | 建 |

2 処分に関する事項

| | |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 処分年月日 | 令和8年5月13日 |
| 根拠法令 | 建設業法第29条の2第1項 |
| 処分の内容 | 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく建設業許可の取消し |
| 処分の原因となった事実 | <p>当該建設業者の営業所及び代表者の所在が確知できないため、その旨を令和8年4月3日付け兵庫県公報で公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者からの申出はなかった。</p> <p>このことは、建設業法第29条の2第1項の規定に該当する。</p> |

(教示)

この処分について不服がある場合には、①この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、兵庫県知事に対して審査請求すること、及び②この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。